

外管局、クロスボーダー融資利便化試行を拡大 ハイテク企業のほか、「専精特新」企業も対象に

国家外貨管理局は2022年5月31日、《ハイテクおよび「専精特新」企業のクロスボーダー融資利便化試行の実施支援に関する通知》（匯発[2022]16号、以下、本通知）を公布・実施しました。本通知により、クロスボーダー融資利便化試行がさらに拡大され、実施範囲・対象企業の拡大と一部地域での試行限度額の引き上げが明確化されました。

2018年3月、外管局は北京市中関村国家自主イノベーションモデル区において外債利便化試行を開始し、中小零細ハイテク企業が一定の限度額内で外債を自主的に借り入れることを許可しました。以降、試行範囲は上海自貿区・海南自貿港など9ヶ所の省（市）の特定地域へと徐々に拡大されてきました。

本通知により、クロスボーダー融資利便化試行の実施範囲は17ヶ所の省（市）まで拡大され、試行企業も従来からのハイテク企業に加え、「専精特新」企業が新たに対象に加えられました。また、これまで試行が行われてきた地域では、外債借入限度額が500万米ドル相当から1,000万米ドル相当まで一律引き上げられました。

※ ハイテク企業：国家または地方関連部門が認証する知的財産権を有する・技術または製造工程が先進的・市場の将来性が良好・純資産の規模が比較的小さいイノベーション型企業

「専精特新」企業：国家または地方関連部門が認証する「専門性・精巧性・特色性・斬新性」の特徴を備えた企業

<本通知の概要>

1. クロスボーダー融資利便化試行

- 試行地域において、条件に合致するハイテク企業・「専精特新」企業は、一定の限度額内で自主的に外債借入が可能
- 国家外貨管理局は、試行企業の限度額上限を設定し、所在地の外管局がその上限内で実需原則に基づき限度額を確定

1,000万米ドル相当以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存試行地域：上海市・江蘇省・湖北省・広東省・海南省・深圳市・寧波市分局、北京・重慶外貨管理部の管轄内 ・ 本通知により、限度額を従来の500万米ドル相当から1,000万米ドル相当以内に引き上げ
500万米ドル相当以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加試行地域：天津市・山東省・四川省・陝西省・浙江省・安徽省・湖南省・青島市分局の管轄内

2. 試行企業の条件

- 試行地域に登録・設立期間が1年以上、かつ経営実態がある非金融企業
(不動産企業・地方政府融資プラットフォーム企業を除く)
- 国家または地方関連部門の認証を取得したハイテクまたは「専精特新」企業
- 貨物貿易外貨受払名簿内の企業の場合、その貨物貿易外貨管理分類がA類であること
- 直近2年に外貨行政処罰の記録がないこと(設立2年未満の場合、設立日以降)

3. 必要資料

- 試行業務への参加申請は、外債契約締結登記手続きの際に以下の資料を所在地の外管局に提出^{※1}
 - ・ 申請書^{※2}
 - ・ 営業許可証写し
 - ・ 国家または地方関連部門によるハイテクまたは「専精特新」企業の認証書類の原本・写し
 - ・ 借入意向書または借入契約書の原本・主要条項の写し(外国語の場合、主要条項の中国語翻訳も添付)
 - ・ 前年度または直近一期の監査済みの財務報告の原本・写し

4. 資金使途と注意点

- 外債契約締結登記後1年以内に実際の引き出しが発生していない場合、所在地の外管局は当該外債契約締結登記を抹消可能、ただし企業からの再申請も可能
- 試行企業は全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンスおよび外債「投注差」管理の規定は非適用。試行業務の参加前に借り入れた未返済の外債残高は、試行業務の限度額を占用
- 試行企業が試行業務に参加して借り入れた外債は原則、国内に還流させて、経営範囲内で使用し、以下の要求を遵守^{※3}
 - ・ 直接または間接的な国家の法律・法規が禁止する支出への使用不可
 - ・ 直接または間接的な証券投資への使用不可
 - ・ 非関連企業への貸付実行への使用不可(経営範囲で明確に許可している場合を除く)
 - ・ 直接または間接的な非自社用不動産の建設・購入または不動産企業・地方政府融資プラットフォーム企業向け投融資提供への使用不可

※1 資料の原本は検査後に返却、写しは企業の公印を押捺のうえ所在地の外管局が保管

※2 企業の基本状況・自社の資産負債状況・申請予定の試行業務の限度額・外債資金使用計画・直近2年に外貨行政処罰の記録がないことの詳細説明・外債返済資金の原資説明などを含む

※3 <<国家外貨管理局：上海自由貿易試験区臨港新エリアなどの一部地域におけるクロスボーダー貿易投資ハイクオリティ開放試行の実施に関する通知>>(匯發[2021]35号)の規定を適用する企業の場合、その外債資金の使用範囲は35号文書に基づき執行

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● 上海浦西出張所

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● 上海自貿試験区出張所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号
北京嘉里中心北楼16階1601号室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● 蘇州工業園区出張所

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● 常熟出張所

常熟市高新技术産業開発区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● 昆山出張所

昆山市前進東路399号
台協国際商務広場2001-2005室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市下城区延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。